

# 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

令和3年4月  
四市複合事務組合

# 四市複合事務組合女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

四市複合事務組合管理者

四市複合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、管理者、四市複合事務組合議会議長、四市複合事務組合代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。なお、法は令和7年度までの時限立法となっているが、本計画期間満了時に、計画の見直しを実施するものとする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、当組合事務局にて本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、四市複合事務組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり数値目標を設定する。

### 【数値目標】

- 目標1 固有職員のうち、係長以上（4級以上）の職に占める女性固有職員の割合を、令和7年度までに30%以上にすることを目指します。
- 目標2 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進を図り、妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、5日以上の子育て休暇取得率を80%以上にすることを目指します。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

取組1 女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報します。

取組2 各役職段階における人材の確保を念頭に置いた人材育成を行います。

取組3 男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職を中心とした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施します。